

要 望 書

平成二十三年「大阪府母子家庭母の集い」において、母子家庭及び寡婦福祉の更なる向上を図るため、参加者一同の総意により次の事項を決議し、その実現を関係機関に強く要望します。

《府・市町村へ要望するもの》

- 一、大阪府ひとり親家庭医療費助成制度については、母子の健康が自立の基盤となることから、現行要件を維持することはもとより、所得要件については同居親族の所得ではなく、母のみの所得を基準とされたい。
- 二、母子家庭の母の雇用にあたっては、自治体や地元企業で優先雇用を図るなど、支援体制の積極的な取り組みを促進されたい。
- 三、府・市営住宅への母子世帯の優先入居については、母と子の生活の安定と早期の自立を図るため、特に配慮されたい。
- 四、保育所については、就業環境の整備を図るため、特別の配慮をされたい。
 - ①就労、求職活動、職業訓練を行うに際し、優先入所を図られたい。
 - ②同居祖母等の有無にかかわらず入所を認められたい。
 - ③病後児保育を少なくとも中学校区に1ヶ所は実施されたい。
- 五、学童保育について、土、日曜日の開設・時間延長や高学年の受け入れを行うとともに、母子世帯については母の所得に応じて利用料金の軽減を図られたい。
- 六、ファミリーサポート・センター事業を利用する母子世帯については母の所得に応じて利用料金の軽減を図られたい。
- 七、母子福祉団体に対し、母子及び寡婦福祉法の趣旨を踏まえ、公共施設内等に売店や自動販売機の設置について指定管理者に移行後も優先許可されたい。

《国へ要望するもの》

- 一、児童扶養手当制度については、生活実態に合わせて見直されたい。
 - ①所得制限の収入認定額を緩和されるとともに同居親族の所得要件を廃止されたい。
 - ②第2子以降の支給額を増額されたい。
- 二、養育費の支払いについては法的に義務づけるとともに所得控除制度を創設されたい。
- 三、母子家庭の母の就業に関わる環境は極めて厳しい状況にあり、新たな「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を早期に制定されたい。
- 四、高等技能訓練促進給付金については、来年度以降も全修学期間の支給を継続されたい。
- 五、所得税、地方税において、扶養親族のいない生別寡婦にも寡婦控除を適用するとともに、未婚の母に対しても同様の控除を適用されたい。

平成二十三年九月十四日

大阪府知事

橋 下 徹 様

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会

理事長 鉄崎 智嘉子